

## 令和 6 年度尾道市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 1 条の 3 の規定により、尾道市から発生する一般廃棄物の処理に関し、実施計画を定めたので、尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 0 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 処理する一般廃棄物の種類及び処理の体系
  - (1) 固形状一般廃棄物（別紙 1 の適正処理困難物を除く。）
  - (2) 処理の体系（別紙 2 のごみ処理の基本体系のとおり）

## 2 施行区域 尾道市全域

行政区域内人口	129,314 人
① 計画処理区域内人口	129,314 人
② 計画収集人口	129,314 人
③ 自家処理人口	0 人

## 3 施行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み  
固形状一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

固形状一般廃棄物 合計	51,027t
収集ごみ	27,293t
燃やせるごみ	19,887t
燃やせないごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、蛍光灯等	1,802t
資源物（ペットボトル・容器包装プラスチックを含む。）	5,604t
直接搬入ごみ	23,734t
燃やせるごみ	18,294t
燃やせないごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、蛍光灯等	4,641t
資源物（ペットボトル・容器包装プラスチックを含む。）	799t

5 一般廃棄物（ごみ）の減量及びリサイクルの促進

ごみの減量及びリサイクルの促進

- (1) ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発 広報、市ホームページ等
- (2) 4Rの推進  
リフューズ（発生回避）リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再生利用）
- (3) 資源物分別排出の徹底 分別の品目・排出方法の周知
- (4) ごみの減量・資源化に関する分別説明会及び分別戦隊エコレンジャーによる環境リサイクル教室の開催
- (5) 不法投棄防止に関する啓発活動

6 分別して収集及び直接搬入するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

- (1) 一般家庭から排出された固形状一般廃棄物のうち、次に掲げるもの

燃やせるごみ	日常生活に伴って生ずる厨芥類、木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等の取扱いができるもの。ただし、粗大ごみに該当するものを除く（合併前の因島市地域（以下「因島地域」という。）及び瀬戸田町においては、日常生活に伴って生ずる厨芥類、木くず、プラスチック製品及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等の取扱いができるもの。ただし、粗大ごみに該当するものを除く。）。
燃やせないごみ	プラスチック製品、金属とプラスチックの複合製品及びこれらと質的に同等の取扱いができるもの。ただし、粗大ごみに該当するものを除く（因島地域及び瀬戸田町においては、金属とプラスチックの複合製品及びこれらと質的に同等の取扱いができるもの。ただし、粗大ごみに該当するものを除く。）。 乾電池、体温計（因島地域及び瀬戸田町を除く。）
粗大ごみ	家具、家庭電化製品、自転車等おおむね50センチメートル四方以上の大きさのもの
埋立てごみ	割れガラス、陶磁器類及び灰
蛍光灯等	蛍光灯及び電球（因島地域及び瀬戸田町においては蛍光灯、電球、乾電池及び体温計とする。）
ペットボトル	主として容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器製のうち、ポリエチレンテレフタレート製のもので、飲料、しょうゆ等を充填するためのもの
容器包装プラスチック	主として容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する容器包装のうちプラスチック製のもの。ただし、ペットボトルに該当するものを除く。
資源物	紙類、布類、かん類、びん類、金属類及び使用済天ぷら油等容易に再生利用が可能なもの。ただし、粗大ごみに該当するものを除く（金属類は、御調町のみとする。）。

(2) 直接搬入

搬入を認める固形状一般廃棄物については、排出者が自ら又は排出者から依頼を受けた尾道市一般廃棄物収集運搬業許可業者が、尾道市クリーンセンター等へ直接搬入する。

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する計画

(1) 収集方法、収集回数及び排出容器

固形状一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む。）の収集は、次のとおり行う。

種類		収集方法	排出容器
家庭系	燃やせるごみ	ごみステーション・週2回	透明袋又は半透明袋
	燃やせないごみ	ごみステーション・週1回～月1回	透明袋
	粗大ごみ	ごみステーション又は各戸口（収集車が進入できる場所に限る。） ・週1回（事前申込み制）	—
	埋立てごみ	ごみステーション・週1回～月1回	割れガラス・陶磁器類は紙箱、灰は土のう袋
	蛍光灯等	ごみステーション・週1回～月1回	購入した際の箱
	ペットボトル	ごみステーション・週1回～月2回	透明袋
	容器包装プラスチック	ごみステーション・週1回	透明袋
	資源物	資源ステーション （一部地域戸別収集・月1回）	十文字に縛る。  資源専用コンテナ ネット 透明袋
	紙類	因島地域は古紙ステーション又はごみステーション、御調町、中富1区及び立花地区を除く向島町、瀬戸田町はごみステーションとする。 週1回～月1回	
	布類	因島地域、御調町、中富1区及び立花地区を除く向島町、瀬戸田町はごみステーションとする。 週1回～月1回	
かん類			
びん類			
使用済み天ぷら油	因島地域、御調町、中富1区及び立花地区を除く向島町、瀬戸田町は拠点回収とする。月1回	資源専用コンテナ	
事業系	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 資源物	排出者の直接搬入、又は許可業者による収集とする。	—

(2) 処理の方法及び実施主体

固形状一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む。）の処理は、次のとおり行う。

区分		収集運搬	中間処理	最終処分等
燃やせるごみ	家庭系	19,887t (直営・委託)	38,181t 焼却処理 (直営・委託)	5,733t 残渣埋立 (委託)
	直接搬入	18,294t (許可・直接搬入)		
燃やせないごみ・ 粗大ごみ・ 埋立ごみ・ 蛍光灯等	家庭系	1,802t (直営・委託)	4,778t 破碎・選別 (委託)	1,614t 直接埋立 (委託)
	直接搬入	4,641t (許可・直接搬入)	1,614t 直接埋立(委託) 51t 蛍光灯・乾電池の資源化・無害化 (委託)	
ペットボトル	家庭系	298t (直営・委託)	309t 直接資源化	944t 資源化
	直接搬入	11t (許可・直接搬入)		
容器包装プラスチック	家庭系	1,417t (直営・委託)	1,417t 選別・圧縮・梱包 (委託)	1,233t 資源化
	直接搬入	0t (許可・直接搬入)		
資源物	家庭系	3,886t (直営・委託)	557t 選別(委託) 4,120t 直接資源化	資源化(もやせないごみ資源化量へ含む。)
	直接搬入	791t (許可・直接搬入)		

## 8 許可方針

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項並びに第7条の2第1項の規定並びに尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を踏まえ、尾道市における一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業は原則として許可しない。
- (2) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、し尿・浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業は原則として許可しない。
- (3) 一般廃棄物処分業については、現行の市内の処理施設において円滑かつ的確な処理が確保されていることから、新規の処分業については原則として許可しない。処分業における処分の事業の範囲の追加についても同様とする。
- (4) 前各号について、市域内における事業活動等によって生じた一般廃棄物の処理が困難な場合等に、廃棄物処理法第7条第1項又は第6項に条件を付す許可についてはこの限りではない。

## 9 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

固形状一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む。）の中間処理及び最終処分は次の施設で行う。このほかの施設での処理は行わない。

### (1) 中間処理施設

ア	施設名	尾道市クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）
	所在地	尾道市長者原一丁目220番地75
	処理方式	連続燃焼式
	処理能力	150t/日（75t/日×2基）
イ	施設名	尾道市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
	所在地	尾道市長者原一丁目220番地75
	処理方式	破碎、切断、減容、選別
	処理能力	35t/日
ウ	施設名	尾道市容器包装プラスチック圧縮・梱包施設
	所在地	尾道市美ノ郷町三成字正田149番地11
	処理方式	圧縮、梱包
	処理能力	7.2t/日
エ	施設名	因瀬クリーンセンター
	所在地	尾道市因島重井町5334番地
	処理方式	准連続燃焼方式
	処理能力	25t/16h×2基
オ	施設名	因島リサイクルセンター
	所在地	尾道市因島大浜町1217番地1
	処理方式	2軸破碎、選別圧縮
	処理能力	14t/5h

(2) その他の処理施設

- ア 施設名 株式会社都市ビルサービス（広島蛍光灯リサイクルセンター）  
所在地 東広島市八本松町原4792番地  
処理内容 蛍光灯の無害化・資源化处理
- イ 施設名 野村興産株式会社関西営業所  
所在地 大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号  
処理内容 乾電池の無害化・資源化处理

(3) 処理する廃棄物の種類及び量

廃棄物の種類	処理施設	処理量
もやせるごみ	尾道市クリーンセンター、因瀬クリーンセンター	38,181t
もやせないごみ (粗大ごみを含む。)	尾道市クリーンセンター、因島リサイクルセンター	4,778t
容器包装プラスチック	尾道市容器包装プラスチック処理施設	1,417t
資源物	尾道市クリーンセンター、因島リサイクルセンター	557t

(4) 最終処分施設

- ア 施設名 尾道市原田最終処分場  
所在地 尾道市原田町梶山田字摩訶衍4340番地ほか  
総面積 56,000m<sup>2</sup>  
埋立地面積 23,000m<sup>2</sup>  
埋立容量 194,000m<sup>3</sup>
- イ 施設名 因島一般廃棄物最終処分場  
所在地 尾道市因島大浜町1217番地1  
総面積 39,400m<sup>2</sup>  
埋立地面積 10,700m<sup>2</sup>  
埋立容量 80,000m<sup>3</sup>
- ウ 施設名 瀬戸田名荷埋立処分地  
所在地 尾道市瀬戸田町名荷2221番地  
総面積 42,000m<sup>2</sup>  
埋立地面積 10,100m<sup>2</sup>  
埋立容量 54,000m<sup>3</sup>

(5) 最終処分する廃棄物の種類及び量

廃棄物の種類	処理施設	処理量
ごみ焼却残渣、し尿焼却残渣、 不燃物処理残渣(減容固化物を含む。)	尾道市原田最終処分場、因島一般廃棄物 最終処分場	5,733t
埋立てごみ	尾道市原田最終処分場、因島一般廃棄物 最終処分場、瀬戸田名荷埋立処分地	1,614t

## 10 その他ごみの処理に関し必要な事項

町内清掃、道路清掃等により発生した廃棄物は、土地の管理者へ連絡のうえ、原則として清掃する者自ら運搬することとし、尾道市が中間処理及び最終処分を行う。

不法投棄における廃棄物の処理については、原則として投棄者が行うが、投棄者が不明な場合は、土地所有者又は管理者の責任において処理処分を行うこととし、状況に応じて市は協力できるものとする。

ごみの適正処理・減量化施策を実効あるものにするため、必要に応じ尾道市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くこととする。

## 別紙 1

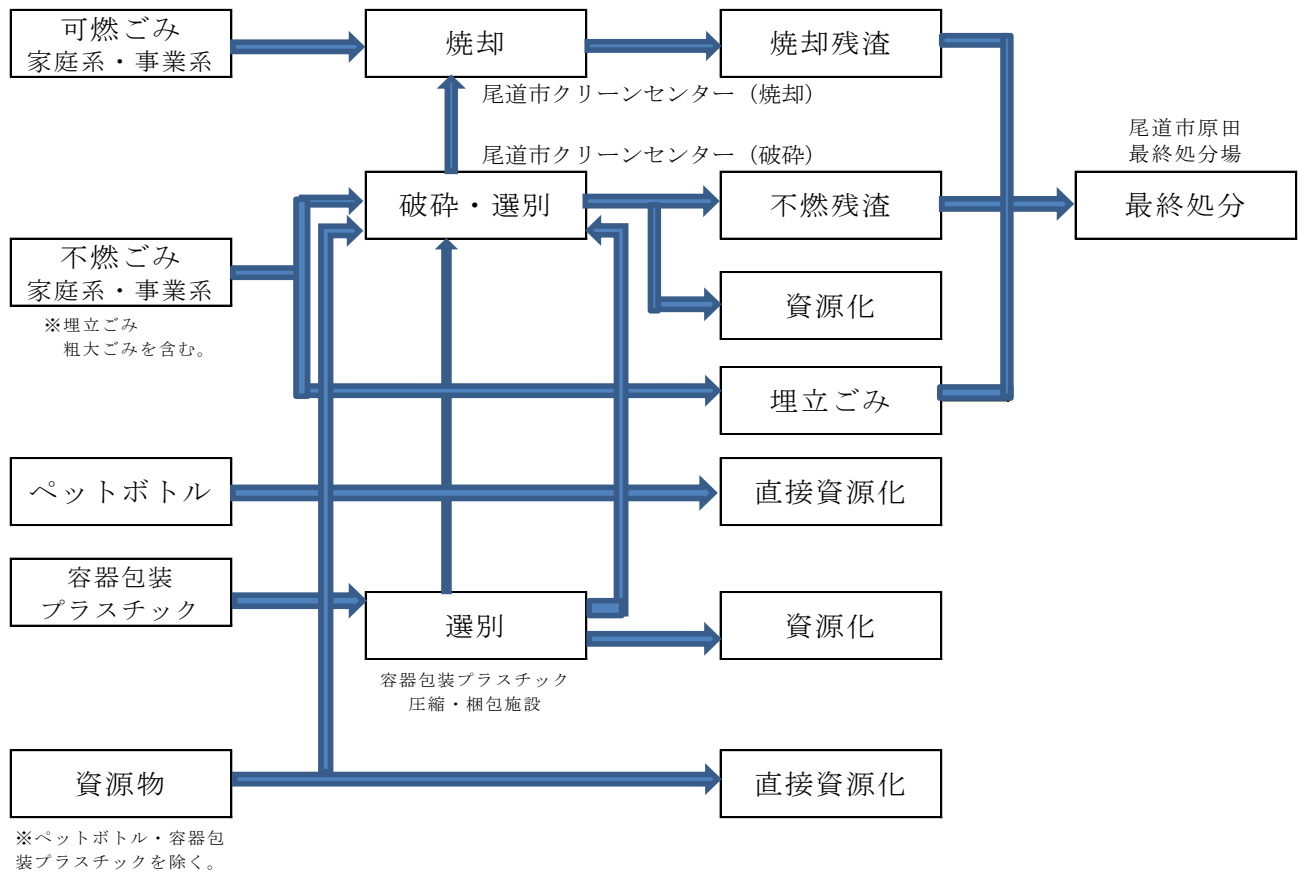
適正処理困難物（搬入を認めない一般廃棄物）

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 1 項に定める適正処理困難物は、次のとおりとする。

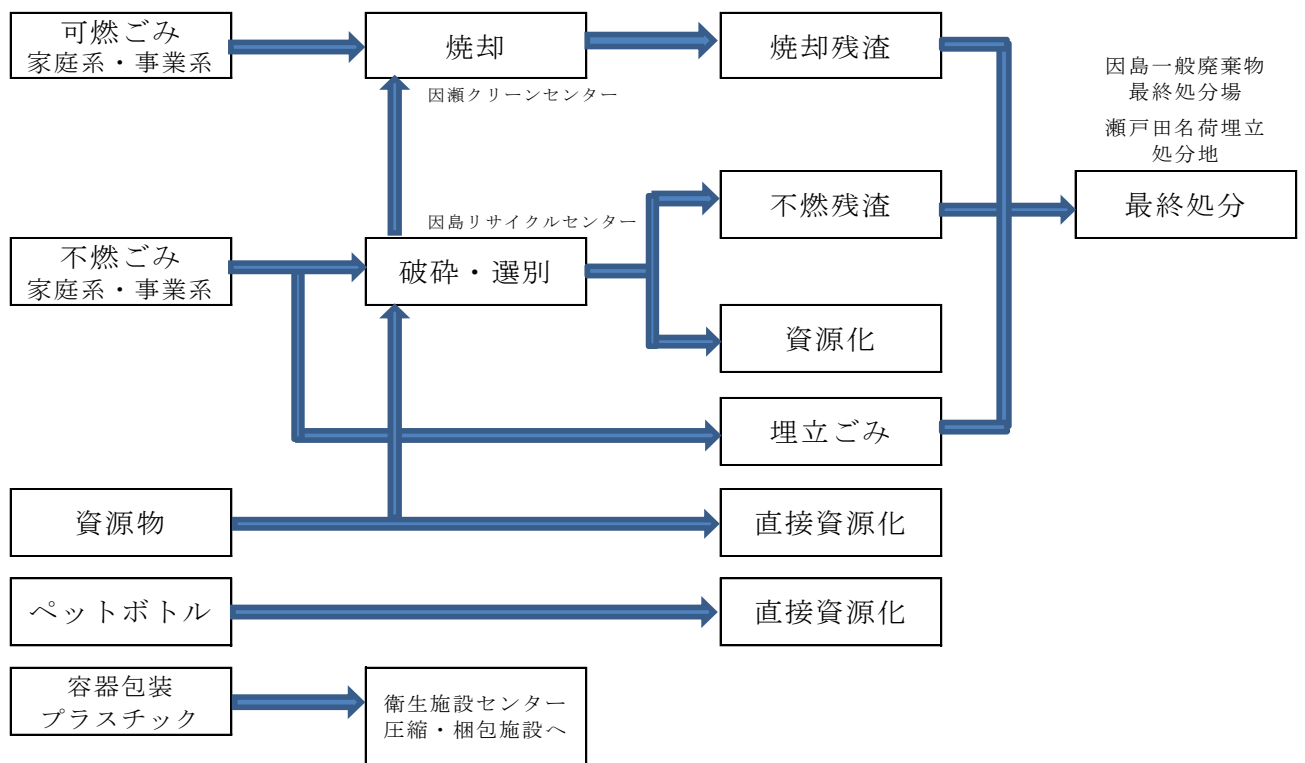
- ① 原付、オートバイ、自動車用部品、バッテリー、タイヤ、FRP 船等
- ② ガスボンベ、消火器等の危険物
- ③ 農薬、医薬品類、化学薬品、塗料、廃油等
- ④ 金庫、電気温水器、農機具類、農用空き缶等
- ⑤ エンジン、トランス、コンプレッサー等
- ⑥ その他市職員が適正処理困難物と判断したもの



ごみ処理の基本体系（衛生施設センター）



ごみ処理の基本体系（南部清掃事務所）



令和6年度尾道市生活排水処理実施計画

- 1 処理する一般廃棄物の種類 液状一般廃棄物
- 2 施行区域 尾道市全域
- 3 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 液状一般廃棄物の排出状況

行政区域内人口	129,314 人
計画処理区域内人口	129,314 人
非水洗化人口	49,057 人
浄化槽人口（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽含む） （農業集落排水施設・漁業集落排水施設含む）	62,277 人
公共下水道人口	17,980 人

(2) 液状一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

し尿	41,103kl	浄化槽汚泥	60,228kl	生活排水	2,470,038 m <sup>3</sup>
----	----------	-------	----------	------	--------------------------

5 し尿処理及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集方法及び収集回数

ア し尿及び浄化槽汚泥は、戸別収集方式とする。

し尿は、おおむね1.5か月に1回を標準とし、家族構成及び便槽の大きさにより、日常生活に支障を来さない回数とする。

浄化槽汚泥は、浄化槽管理者又は使用者が浄化槽清掃業許可業者へ直接依頼し、許可業者が年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）の収集を行う。

イ 生活排水は、公共下水道区域については、直接公共下水道へ排出する。

(2) 処理の方法及び実施主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	41,103kl (直営・委託・許可)	41,103kl し尿処理 (直営・委託)	2,387t尾道市クリーンセンターで 脱水汚泥焼却後埋立て 50 t 因瀬クリーンセンターでし 渣焼却後埋立て (直営・委託)
浄化槽汚泥	60,228kl (許可)	60,228kl し尿処理 (直営・委託)	
生活排水	2,470,038 m <sup>3</sup> (公共下水道へ排出)	2,470,038 m <sup>3</sup> 公共下水道処理 (直営・委託)	2,424t 産業廃棄物として最終処分(117t) 固形燃料の原材料として使用(2,307t) (委託)

## 6 中間処理施設の整備計画

### 公共下水道処理施設

- ア 施設名 尾道市浄化センター  
 所在地 尾道市東尾道19番地1  
 処理能力 9,700 m<sup>3</sup>/日
- イ 施設名 尾道市御調町中央浄化センター  
 所在地 尾道市御調町花尻1番地  
 処理能力 1,440 m<sup>3</sup>/日
- ウ 施設名 尾道市御調町東部浄化センター  
 所在地 尾道市御調町三郎丸1122番地4  
 処理能力 700 m<sup>3</sup>/日

### し尿処理施設

- ア 施設名 おのみち地区し尿処理場  
 所在地 尾道市東尾道19番地5  
 処理能力 し尿 104kl/日・浄化槽汚泥 86kl/日
- イ 施設名 因島クリーンセンター  
 所在地 尾道市因島重井町5292番地2  
 処理能力 60kl/日
- ウ 施設名 瀬戸田汚泥再生処理センター  
 所在地 尾道市瀬戸田町名荷2246番地2  
 処理能力 21kl/日

### 処理する廃棄物の種類及び量

廃棄物の種類	処理施設	処理量
し尿	おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター、瀬戸田汚泥再生処理センター	41,103kl
浄化槽汚泥	おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター、瀬戸田汚泥再生処理センター	60,228kl
生活排水	尾道市浄化センター、尾道市御調町中央浄化センター、尾道市御調町東部浄化センター	2,470,038 m <sup>3</sup>

### 最終処理計画

区分	処理方法	処理量
し尿・浄化槽汚泥	脱水汚泥、残渣及びし渣焼却 (焼却後の残渣を尾道市原田最終処分場、因島一般廃棄物最終処分場へ埋立て)	2,437t
生活排水	産業廃棄物として最終処分 固形燃料の原材料として使用	2,424t

## 7 その他

住民に対する広報・啓発活動

個別指導・パンフレット・広報おのみちにより浄化槽の適正管理への理解を得る。